



# 介護保険料は大切な財源です

納付にご理解をお願いします

介護保険の財源は、被保険者の皆さんに納めていただく介護保険料と市町等から拠出される公費で半分ずつ負担しており、社会全体で制度を支える仕組みになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

## 介護保険料の納め方

◆年金が年額18万円以上の人  
特別徴収(年金天引き)

年金が振り込まれる際に、自動的に引き落とされます。

※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金なども含めて特別徴収の対象です。

◆年金が年額18万円未満の人  
普通徴収(納付書による支払い)

送付される納付書の裏面に記載された金融機関またはコンビニエンスストアで納めます。  
※口座振替も可能です。

## 介護保険料の決まり方

65歳以上の人の平成23年度介護保険料は、住民税の課税状況や前年度の所得に応じて決まります。詳しくは、郵送される納入通知書をご確認ください。

### 納入通知書の郵送時期

- 特別徴収 → 8月上旬
- 普通徴収 → 6月中旬

※平成23年6月以降に65歳の誕生日を迎える人には、誕生月の翌月中旬に納入通知書を郵送します。

## 納期限と口座振替の引落日

介護保険料は必ず納期限内に納めましょう。なお、口座振替の人は、残高不足にならないようご注意ください。納期限と口座振替の引落日は次のとおりです。

	納期(納付月)	納付書払いの納期限	口座振替の引落日
平成23年	1期(6月)	6月30日(木)	6月30日(木)
	2期(7月)	8月1日(月)	7月29日(金)
	3期(8月)	8月31日(水)	8月31日(水)
	4期(9月)	9月30日(金)	9月30日(金)
	5期(10月)	10月31日(月)	10月31日(月)
	6期(11月)	11月30日(水)	11月30日(水)
	7期(12月)	12月27日(火)	12月26日(月)
平成24年	8期(1月)	1月31日(火)	1月31日(火)
	9期(2月)	2月29日(水)	2月29日(水)
	10期(3月)	4月2日(月)	3月30日(金)

※普通徴収の場合のみ

問 杵藤地区広域市町村圏組合  
介護保険事務所  
☎ 0954(69)8223  
(市外局番からダイヤルしてください)  
くらし部 健康課  
☎ (23)9135



担当:河北

## 保険料の納付は口座振替が便利です

保険料の納め忘れを防ぐために、簡単で便利な口座振替をおすすめします。一度手続きをすれば、翌年度以降も自動的に振替が継続されます。

○介護保険事務所のホームページ  
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

※口座振替を希望される人は金融機関にてお申し込みください。